

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	7 3 9	受 理 年 月 日	令 和 3 年 6 月 29 日
件 名	いじめの重大事態の調査を行う第三者委員会の常設化等		
要 旨	<p>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）は、重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがあるとの課題が指摘され、策定された。</p> <p>令和元年5月初旬、京都市立下鴨小学校に在籍していた児童が同級生の執ようないじめによって不登校に陥ったため、転校した。私どもは、本件はいじめ防止対策推進法によるいじめの重大事態であるとして、教育委員会に上記ガイドラインを遵守した調査及び説明をお願いしてきた。しかし、下鴨小学校と教育委員会の対応は、極めて不適切かつ不誠実で、きちんとした説明もなく、ガイドラインを遵守したものとは到底言えない。さらに、男性教師2名が被害児童を下鴨小学校に呼び出し、教師による児童へのいじめとも言える行為で、一旦回復傾向にあった被害児童の病状を増悪させ、教育委員会はその音声データを隠蔽した。</p> <p>本件及び本件に係る情報開示請求を通して明らかになったことは、（1）学校、特に小学校には、児童とは絶対的な力の差がある教師が、教室等の密室で悪質な行為を行える環境があること、（2）校長の権限は大きく、教師でもある教育委員会の指導主事には、公平かつ中立の立場で調査することができないこと、（3）学校（教師ら）には、地域において被害児童とその保護者を孤立させる大きな影響力があること、（4）教育委員会は、都合のよい自己主張のみを主張し、不都合な情報を隠蔽すること、（5）打合せ等の意思決定に係る記録（公文書）が全く作成されておらず、いじめの重大事態への対応が、組織としてではなく、教師及び教育委員会指導主事の個々人の判断に委ねられていることである。</p> <p>いじめの重大事態の解決は、社会常識的に理解されるものでなければ、被害児童とその保護者に理解、信頼されるものには決してならない。</p> <p>ついては、いじめの重大事態に対して、ガイドラインを遵守し、公平かつ中立の立場から、透明性が確保された信頼性の高い調査が行われるよう、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの重大事態の調査を行う第三者委員会の常設化 2 重大事態発生から第三者委員会への調査依頼までの手順書の策定 3 調査内容及び意思決定に係る記録の作成・保管の制度化 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		